

## 浜松市難病相談支援センター事業実施要綱

### (目的)

第1条 難病の患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、難病の患者等に対する相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行うことを目的とする。

### (実施主体)

第2条 実施主体は浜松市とする。ただし、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第28条第2項に基づき、必要に応じて、事業の全部又は一部を、適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人等に委託することとする。

### (難病相談支援センターの設置)

第3条 法第28条第1項の事業を実施するため、法第29条に定める難病相談支援センターを設置することとする。

2 前項の難病相談支援センターの名称を、浜松市難病相談支援センター（以下「センター」という。）とし、浜松市中区鴨江二丁目11番2号に置く。

### (事業内容)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

#### (1) 一般事業

- ア 各種相談支援
- イ 地域交流会等の（自主）活動に対する支援
- ウ 講演・研修会の開催
- エ その他

#### (2) 就労支援事業

#### (3) ピア・サポート

#### (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

### (事業の実施時間)

第5条 センター事業の実施時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

### (休日)

第6条 センターの休日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休日とし、又は休日を変更することができる。

#### (1) 日曜日及び土曜日

#### (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

#### (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

### (職員の配置)

第7条 第4条(1)アの各種相談支援を実施するため、難病相談支援員を配置すること

とする。

- 2 第4条(1)アの各種相談支援は、その特性から医療との関わりが多く、医療・保健に関する専門的知識・支援技術が求められることから、必要な知識・経験等を有している者としてとする。
- 3 第4条(2)の事業を行う場合は、第1項の規定に関わらず、別途、就労支援担当職員を配置することとする。

(守秘義務)

第8条 センターの職員は、事業を利用する者、その属する世帯構成員及びこれらの関係者に係る個人情報の保護について、万全を期することとする。

- 2 センターの職員は、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、センター事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。